

## 小松市建設工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、小松市の発注する建設工事の成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって小松市の発注する建設工事を受注するもの（以下「受注者」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負金額が200万円を超える建設工事（以下「対象工事」という。）とする。

### (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、対象工事の監督員、対象工事の監督員を指導する者及び対象工事の検査員とし、その評定の時期及び評定比は次の表のとおりとする。

評定者の区分	評定者となるべき者	評定の時期	評定比
第一次評定者	対象工事の監督員	工事の完成時	0.4
第二次評定者	対象工事の監督員を指導する者	工事の完成時	0.2
第三次評定者	対象工事の検査員	中間・完成検査時	0.4

### 備考

- 1 中間検査のある場合の第三次評定の評定比は、中間検査 0.2、完了検査 0.2とする。
- 2 中間検査が2回以上ある場合の評定点数（次条に規定する評定によって得られた点数をいう。以下本項において同じ。）は、それぞれの評定点数の平均値とし、小数点第2位を四捨五入する。
- 2 監督員を指導する者とは、対象工事を主管する課長（以下「主管課長」という。）、又は、主管課長が指名する参事以上の職にある者（参事以上の職にある者がいない場合には、主管課長が指名した者）とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、対象工事について、工種及び評定者ごとに別表1に掲げる評価項目について、独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 受注者は前項の評価項目のうち「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に係る実施状況を提出できるものとし、提出があった場合には、評定においてこれを考慮するものとする。

(評定結果の通知)

第5条 工事成績通知書(様式第1号)により、当該工事の受注者にすみやかに通知するものとする。

(説明請求)

第6条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内(その末日が小松市の休日を定める条例(平成2年小松市条例第1号)に規定する市の休日である場合はその翌日。次条から第9条において同じ。)に書面により、評定の結果について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第7条 前条の説明請求があったときは、説明を請求した者に対して工事成績評定に係る説明書(様式第2号)により14日以内に回答するものとする。ただし、合理的かつ相当の理由がある場合においては、回答する期間を延長することができるものとする。

(再説明請求)

第8条 前条の回答を受けた者は、当該回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、評定の結果について再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

第9条 前条の請求があったときは、再説明を請求した者に対して工事成績評定に係る再説明書(様式第3号)により14日以内に回答するものとする。ただし、合理的かつ相当の理由がある場合においては、回答する期間を延長することができるものとする。

2 前項の回答をする場合、小松市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

(小松市工事成績評定評価委員会)

第10条 第9条2項に規定する意見を具申するため、小松市工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条2項により意見を求めたときの回答
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の組織)

第 11 条 委員会は、次の表に掲げる者をもって組織する。

委員長	都市創造部長
委員	上下水道局長
委員	経済環境部長
委員	総合政策部長
委員	その他委員長の指名する職員

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長が指名するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、予め委員長が指定した順位に従い委員長を代理する。

(委員会の手続き等)

第 12 条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、別に定めがあるものを除き出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 委員会は、その事務を処理するに当たり必要があるときは、委員会への関係職員の出席を求め、当該職員に対し質問を行い、関係資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長は、第 9 条第 2 項により意見を求められたときは、委員会の意見をとりまとめ回答するものとする。

(成績評定の修正)

第 13 条 対象工事の引渡し後、当該工事の瑕疵担保期間中に関係法令違反又は事故等により瑕疵が判明したとき又は評定の結果を修正する必要があると認めるときは、当該評定の結果を修正するとともに、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

- 2 第 6 条から第 9 条までの規定は、前項の通知に準用する。この場合において、第 8 条中「前条の回答」を「第 13 条第 1 項の通知」に読み替える。

(評定に関する事務)

第 14 条 評定に関する事務は、行政管理部管財課が行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、評定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日以降に完成する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

契約の相手方  
郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

小松市長

印

## 工 事 成 績 通 知 書

貴社が受注した工事について、小松市建設工事成績評定要領第 5 条に基づき評定した結果を通知します。評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先および手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

### 記

- 1 工事名及び工事番号 ○○○○工事(XXXXXX)
- 2 工 期 ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
- 3 完成検査年月日 ○○年○○月○○日
- 4 成績評定 評定点 ○○点 項目別評定点は、別表 1 のとおり
- 5 送付先  
〒 923-8650 石川県小松市小馬出町 91 番地  
管財課 工事検査担当 宛  
0761-24-8027
- 6 手続き等の問い合わせ先  
〒 923-8650 石川県小松市小馬出町 91 番地  
管財課 工事検査担当 宛  
0761-24-8027

別表 1

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）		点
8. 総合評価方式等（減点のみ）		点
評定点合計		/ 100点

第 年 月 日  
号

契約の相手方  
郵便番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

小松市長 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、小松市建設工事成績評定要領第7条に基づき回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先および手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名 〇〇〇〇工事

2 疑問に対する回答

3 送付先及び手続き等の問い合わせ先

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地

管財課 工事検査担当 宛

0761-24-8027

様式第3（第9条関係）

第 号  
年 月 日

契約の相手方

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

小松市長

印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、小松市建設工事成績評定要領第9条に基づき回答します。

記

- 1 工事名 〇〇〇〇工事
- 2 疑問に対する回答